

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和5年4月)

令和5年度 生活習慣病予防健診・特定健診のご案内

協会けんぽが費用の補助を行う“**おトクな健診**”をご案内いたします。
年に一度、“**必ず健診を受診**”し、ご自身の健康状態を確認しましょう！

生活習慣病予防健診

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）様
費用：協会けんぽが健診費用の約7割を補助し、
総額最高で18,865円かかる健診を
“最高5,282円”で受診できます。

3月下旬より、事業所様あてに健診対象者一覧をお送り
しております。
健診内容の詳細は、同封のパンフレットをご確認ください。

**自己負担額が
下がりました！**



☆申し込みの流れ

①ご希望の健診機関に お電話等で予約する

予約時に「協会けんぽの生活習慣病予防健診」
である旨をお申し出いただき、受診者の情報、
受診希望日をお伝えください。

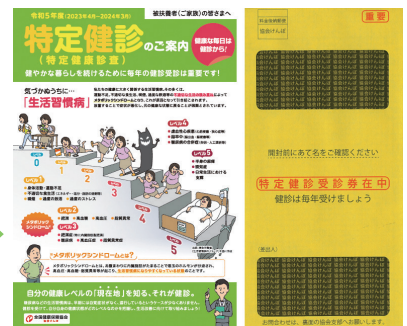
②健診を受ける

ご予約後に健診機関より届く問診票や検
査キット等、保険証、自己負担費用等をご
持参ください。

特定健診（特定健康診査）

対象：40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様
費用：協会けんぽが健診費用のうち
最高7,150円を補助します。
“無料”で受診できる健診機関もあります。

4月上旬より、被保険者様のご自宅に「**受診券(セット券)**」を
をお送りしております。
健診内容の詳細は、同封のパンフレットをご確認ください。



☆申し込みの流れ

①受診券(セット券)が 届く

受診券と保険証の記号・番
号が一致しているかご確認
ください。

②ご希望の健診機関に お電話等で予約する

予約時に受診者の情報、受
診希望日をお伝えください。

③健診を受ける

受診券、保険証、自己負担
費用を忘れずにご持参く
ださい。

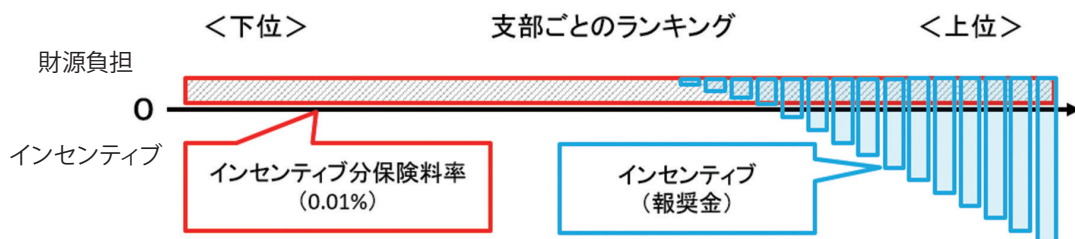
受診できる健診機関は、お送りするご案内または協会けんぽホームページにてご確認くださいことができます

皆さまの取組で保険料率が変わる! “インセンティブ制度”

インセンティブ制度とは?

加入者及び事業主の皆さまの健康づくり等に関する取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを各都道府県の「健康保険料率」に反映させるものです。5つの取組を順位付けし、47支部中上位15支部に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率を引き下げます。

また、取組の結果は、その年の2年後の保険料率に反映されます。例えば、令和3年度のインセンティブをもとに令和5年度の健康保険料率を決定します。



令和3年度青森支部の総合順位は38位です

青森支部は38位のため、残念ながら令和5年度のインセンティブを得ることはできませんでした。

特定健診等の受診率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	要治療者の医療機関受診率	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合
27位	31位	38位	32位	36位

令和3年4月～令和4年3月の実績をもとにした結果

加入者および事業主の皆さまにご協力いただきたい“5つのこと”

以下の評価指標に基づいて、ランキング付けを行います。

①特定健診等の受診率

協会けんぽの健康診断を受診しましょう

被保険者の方: 生活習慣病予防健診 被扶養者の方: 特定健診

②特定保健指導の実施率

健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方は、特定保健指導を利用しましょう

③特定保健指導の対象者の減少率

日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう

特定保健指導を受けられた方は、プログラムを最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう

④要治療者の医療機関受診率

健診結果が要治療の場合や、協会けんぽからの受診勧奨のご案内が届きましたら、必ず医療機関を受診しましょう

⑤後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

お薬は積極的に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を選択しましょう

皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になります

インセンティブ制度に関するお問い合わせ先: 協会けんぽ 青森支部 企画総務グループ 017-721-2713